

意見書案第8号

教員の長時間労働の抜本的改善を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり東近江市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年9月30日

東近江市議会議長
西 澤 由 男 様

提出者

東近江市議会 福祉教育こども常任委員会
委員長 山本 直彦

教員の長時間労働の抜本的改善を求める意見書

教員の長時間労働は深刻である。2023年4月に文部科学省が公表した教員勤務実態調査では、持ち帰り業務も含む平日の勤務時間は、公立小学校教諭で11時間23分、同中学校教諭で11時間33分となっている。長時間労働が常態化しており、看過できない状況にある。

こうした現状を反映して、教員志願者は年々減少している。と同時に、早期退職者、病気休職者は増加している。そして、学校現場では産育休や病休者の代替が確保できない状況が広がっている。教員未配置により、残された教員の負担が増大し、その結果心身を病む教員が出るという負の連鎖が起こっている学校も少なくない。

これらは、教員の勤務条件の問題であると同時に、子どもたちの教育保障に関わる問題であり、子どもの未来と国の行く末に甚大な影響を及ぼすものである。教員の長時間労働と教員不足の改善に向けてただちに取り組まねばならない。

そもそも教員に長時間労働をもたらしている業務は、授業準備であり、校務分掌業務であることは種々の調査からも明らかである。これらの業務は、緊急的、臨時的に発生するものではなく、いわば教員の本務である。それが時間内に終わらないということは、業務に見合う定数が確保できていないことを意味する。大幅な教員定数増が求められている。

また、1971年に成立した「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」では、公立学校の教員に時間外手当を支給せず、教職調整額を支給することを定めている。時間外手当を支給しないとなれば、時間外労働を計測する必要がなくなり、労働時間規制が曖昧になることは避けられない。教員は、時間外労働の歯止めがない中で、長時間労働を強いられている。教員の労働時間を適切に管理し、長時間労働を規制するために給特法の見直しは急務といえる。

以上から、国において、教員の長時間勤務を抜本的に改善し、豊かな学校教育を実現するために、次の3点について、適切な措置を講じることを強く求めるものである。

- 1 学校の業務量に見合った教職員配置をすること
- 2 勤務時間の管理と時間外勤務を規制するために、教員にも時間外手当を支給すること
- 3 これらを実現すべく教育予算を増額すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月 日

東近江市議会議長 西澤 由男

【宛先】 内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣